

平成29年第16回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年12月21日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	平成29年12月21日 午前10時00分	
閉 会 日 時	平成29年12月21日 午前11時43分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	平良木 宣 行	
	森 脇 直 美	
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之
	委 員	濱 秀 利
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之
	事務局職員	管理課長 高 橋 敏 晴 指導室長 山 田 敏 一 体育振興課長 高 橋 政 一 管理課長補佐 渡 部 貴 志 学校給食センター所長 中 尾 利都子 生涯学習課長 高 橋 俊 彦 情報館長 福 地 玲 子 海事記念館長 稲 垣 聡
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第8号	教育長の報告すべき事項について
	報告第9号	教育長の報告すべき事項について
6	(議 案)	
	議案第56号	平成30年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について【原案可決】
	議案第57号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第58号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第59号	厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について（追加議案）【原案可決】
7		閉会

平成29年第16回厚岸町教育委員会

平成29年12月21日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、平成29年第16回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、12月21日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日12月21日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。

 平成29年11月29日に開会した第15回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これを持ちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第8号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明を

してください。

●管理課長

ただいま上程いただきました報告第8号、教育長の報告すべき事項についてご説明いたします。1ページをご覧ください。内容は、第5期厚岸町総合計画に基づく第9次実施計画原案内示についてであります。平成30年度から平成32年度の三カ年実施事業につきまして、12月5日に町長から内示がございました。各事業の内容については、9月27日開催の第12回教育委員会議案第47号にてご説明し要望したものであります。なお、計画に搭載された事業であっても、新年度予算編成作業で調整される場合がありますことをご承知おきください。

私からは、管理課所管の部分についてご報告申し上げます。2ページA3の資料「報告第8号説明資料」をご覧くださいと思います。左端の番号順にご説明いたします。まず、127スクールバス購入事業であります。これは、継続事業であります。糸魚沢線の14人乗りスクールバスについては、平成30年度に更新予定で、事業費3,915千円。高知線の14人乗りスクールバスについては、平成31年度に更新予定で、事業費3,987千円。門静・苫多線の55人乗りスクールバスについては、平成32年度に更新予定で、事業費23,370千円。事業要望のご説明をした際との金額の差は、車両購入の諸経費と事務費を追加したもので、購入車両の内容に変更はありません。次に、128住宅供給公社教職員住宅譲渡償還金につきましては、継続事業であります。事業費については、平成30年度が9,212千円で、31年度及び32年度が9,214千円となっており、要望どおりとなっています。次に、129教員住宅整備事業でございますが、この事業も継続事業であります。いずれも年度も湾月地区の住宅改修で、事業費については、平成30年度が、1棟1戸6,578千円。平成31年度が、7,040千円、平成32年度については、7,4

80千円となっており、事業内容は、要望どおりとなっております。次に、130教員住宅解体事業でございます。この事業も継続事業であります。事業費については、平成30年度の高知1棟1戸については682千円。平成31年度の上尾幌1棟1戸についても682千円。平成32年度の住の江1棟1戸については、業者委託での解体を要望しておりましたが、直営での解体計画となり、682千円に事業費が変更となりました。次に、131校務用コンピュータ整備事業でございます。この事業も継続事業であります。事業費については、平成31年度に53,605千円となり、要望どおりとなっております。事業要望のご説明をした際との金額の差については、事業内容の精査の中で、同程度の性能でより安価な機器を導入することにしたもので、事業内容自体に変更はありません。次に、132教育用携帯型情報端末導入事業についてでございますが、再要望事業になります。平成28年度に太田小学校・太田中学校にタブレット端末及び周辺機器の環境整備を行っております。2年間の検証を経て、平成31年度に厚岸小学校、平成32年度に厚岸中学校へ導入しようとするものでしたが、各小中学校への教育効果、教育機会の均等上から見送りとし、一斉に導入するため十分な検討をすることと指示されております。次に、133学校図書館活用教育事業ありますが、再要望しておりましたが、今回は見送りとなっております。学校司書の配置が前提であり、配置が決定していないので見送りとする申し渡されております。

次に、134学校給食センター調理機器整備事業についてでございます。この事業は一昨年から搭載された継続事業であります。給食センターで使用しているスチームコンベクションオーブン購入事業で、要望どおり平成30年度に3,453千円で計画へ搭載となっております。

以上、簡単ではありますが、管理課の部分に係るご説明

とさせていただきます。

●生涯学習課
長

私からは、生涯学習課が所管しております事業についてご説明いたします。事業番号135番情報館図書管理システム整備事業であります。これにつきましては、継続事業でありまして、要望金額、平成30年度5,013千円、平成31年度5,013千円、最終年度であります平成32年度は4,178千円の経常となっております。

以上、簡単であります。生涯学習課の部分に係るご説明とさせていただきます。

●体育振興課
長

私からは、体育振興課の関係について、ご報告いたします。今年度体育振興課からは、2件の要望事業を提出してございましたが、136番の宮園公園パークゴルフ場整備事業、137番の温水プール整備事業いずれも要望年次どおり搭載ということで、内示を頂きましたが宮園公園パークゴルフ場整備事業につきましては、休憩舎は要望どおりで、管理棟は外壁改修のみとして事業費を400万円で実施するよう指示がありましたのでご報告いたします。

●教育長

内容は、「第5期厚岸町総合計画に基づく第9次実施計画原案内示について」であります。これから質疑を行います。

●濱委員

132と133が見送りとなっているが、この二つの事業については、厚岸町の教育大綱からいったら認められなければいけない事業だが、見送りになるということは、大綱に沿ったことが実現できない。そのことに対してどう考えるのか。

●管理課長

まず、タブレットの関係ですが、総合教育会議でも町長は必要性を認めるという発言をしておりました。ただ、こちらであげた計画では、厚岸小学校から順に入れると

ということで、計画をあげておりました。それでは、教育の均等化が図られないのではないのかという事で、同時に入れるべきではないのか、その手段を講じるべきという申し渡しでありました。確かに教育委員会としては、金額も多額になりますので、順次入れて行った方が良いのかなという計画でしたけれど、厚岸小学校に入れた後に他の学校に入るまで、3年、4年かかるという事では、問題ではないのかという。理事者のお話しでした。その辺もう一度精査をして、同時に入れるかたちで行きたい。全くだめという言い方ではありませんでしたので、その辺を検討しなさいということで、もう一つ大きな問題があって、学校のコンピュータ室のパソコンが古くなってきているので、業者の方にタブレットと併せてコンピュータ室のパソコンをどうしたら効率よく入れられるかという検討も始めました。委員会といたしましては、タブレットをコンピュータ室のパソコンに使えるのではないかという事を業者に投げかけています。業者の話ではパソコンはキーボードを打って入力しますが、タブレットもキーボードをつけられますが、その辺の感覚がどうなのかというお話しがありました。その辺も検証しなければ、ならないという事です。何せ多額な投資になりますので、その辺は慎重に行きたいのと、今回申し渡しで言われました各学校の導入時期も充分検討したいと考えております。

学校図書館は、書かれているように学校司書が配置されていない。そこでシステムが先というのはどうなのかという事でありました。後で予算の中で説明いたしますが、来年度の予算の中に学校司書を2名予算要求しています。書かれているように、まず、学校司書を配置し、その効果を見てシステムを導入していくという流れで行きたいと考えております。

●濱委員 はい。わかりました。

●教育長 他にございませんか。

●田辺委員 タブレットの事なんですけど、おっしゃることは良くわかります。同じ町内で格差をつけないと言うことでわかるんですけど、一度に事業を行うと相当の事業費になると思うが、そういった場合の組合わせの中で、小学校を先に事業を行い、次に中学校を行うような事業の組合わせを検討していただきたいと思います。

●管理課長 今のご意見参考にしていきたいと思いますし、町長部局の方では、本当に必要なものであれば、つけなければいけないというお話も頂いております。おっしゃるように小、中に分けて2ヶ年でという方法もあります。その辺も十分に検討していきたいと思います。

●教育長 他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長 無いようですので、報告第8号を終わります。

●教育長 次に報告第9号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました報告第9号、教育長の報告すべき事項についてご説明いたします。3ページをご覧ください。内容は、平成29年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についてであります。4ページをご覧ください。この調査表は、町内中学校4校の3年生88名に対

して、12月12日までに各学校で実施された「三者面談」で確認された進路希望状況について、記載したものとなっております。上段の表になります。対象生徒88名中85名は、高専を含む公立・私立の高等学校進学を希望しています。また、現在、特別支援学級に在籍する1名は、釧路養護学校高等部への進学を希望しています。

2名が未定となっておりますが、うち1名は、就職を希望しています。もう1名は、病気がちのため入退院を繰り返している状況にあり、現時点で、明確な進路を定めることが困難な状況となっております。下段の表は、希望する学校ごとの内訳を記載しております。厚岸翔洋高校への志望者は、普通科が17名、海洋資源科が14名の合計31名で、生徒全体の35.2%となっております。釧路管内への進学は、湖陵高校が6名、江南高校が7名、北陽高校が5名、明輝高校が10名、工業高校が3名、商業高校が3名、東高校が2名、武修館高校が5名、釧路養護学校が1名、釧路高専が4名で、釧路への進学者は46名で全体の52.3%となっております。釧路管外への進学は8名で、道内6名、道外2名となっております。また、通信制の高校へは1名が希望しております。学校推薦で進学しようとする生徒の総数は17名となっております。そのうち公立高校は、江南、北陽、明輝において合計7名となっております。私立高校への推薦は10名であり、野球が2名、陸上が1名、サッカーが1名、吹奏楽が1名、普通科が5名となっております。

今回の調査は、1回目であり今後志願の変更もありますので、数字は変更する可能性があります。

以上、報告第9号「厚岸町立中学校卒業生進路（志望）状況」のご説明とさせていただきます。

●教育長

内容は、「平成29年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況について」でございます。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、報告第9号を終わります。

●教育長

日程第6、議案第56号「平成30年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長

ただいま上程いただきました議案第56号平成30年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について、その提案理由とその内容をご説明いたします。平成30年度厚岸町一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく、本案を提出するものであります。最初に私から、管理課の部分についてご説明いたします。お手元に配付の議案第56号説明資料「平成30年度厚岸町一般会計予算（教育費）歳入・歳出事項別明細書にてご説明いたします。資料は見開きのページとなっています。まず、歳入であります。1ページ、2ページをお開き願います。左側から予算項目の款・項・目そして節、一番右が説明となっています。

それでは説明いたします。14款使用料及び手数料、2項手数料、7目教育手数料3千円、1節教育総務手数料、教員住宅入居者の車両購入時の車庫証明手数料でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金3,722千円、2節小学校費補助金2,893千円、内容は説明欄記載のとおりですが、「へき地児童生徒援助費等補助金」1,915千円はスクールバス購入に伴う補助金であります。詳細は歳出にてご説明いたします。

3節中学校費補助金829千円、内容は、説明欄記載とお

りです。17款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節土地建物貸付収入5,176千円、教職員の住宅料収入であります。

続きまして歳出でございます。3ページをご覧ください。9款教育費全体では、4億36,417千円となっております。1項教育総務費、1目教育委員会費2,826千円、説明欄のとおり、教育委員報酬並びに会議時費用弁償であります。2目事務局費3,099千円、説明欄、教育委員会事務局3,063千円、教育委員会事務局全般に係る経費でございます。6ページ、教育事務評価会議36千円、内容は、説明欄記載のとおりです。次に、3目教育振興費、17,763千円、説明欄、教育研究所運営委員会109千円、教育研究所運営委員報酬及び費用弁償でございます。

学校運営協議会442千円、新規計上。平成30年度から6校に学校運営協議会を設置するための委員の報酬等の経費になります。学校運営協議会を設置するため、今年度までの学校評議員制度は廃止し、コミュニティ・スクールへと移行・発展させたいと考えております。教育振興一般1,078千円、各種研究会等への負担金及び補助金が主なものとなっております。8ページ町立教育研究所、1,750千円、町立教育研究所への補助金が主なものです。

就学指導、210千円、厚岸町・浜中町合同教育支援委員会及び厚岸町教育支援委員会への負担金及び補助金等でございます。高等学校教育支援、5,076千円、前年対比645千円の増、内容は、翔洋高校に通学する際のバス定期券購入助成でございます。10ページ、外国青年招致8,407千円、外国語指導助手2名に掛かる人件費等でございます。4目教員住宅費、19,084千円、説明欄、教員住宅2,612千円、主に教員住宅修繕料2,116千円でございます。住宅供給公社教職員住宅譲渡償還金、9,212千円、説明欄記載のとおりです。12ページ、教員住宅整備事業、6,578千円、教員住宅解体事業、682千円は、いずれも先

ほどこ説明した厚岸町総合計画に基づく第9次実施計画に搭載のものでございます。5目就学奨励費、40千円、節説明欄記載のとおりでございます。6目スクールバス管理費、36,067千円、前年対比5,374千円の増、説明欄、スクールバス運行委託28,684千円、前年対比4,147千円の増、委託料の時間単価を増額要望しております。この運行委託は、児童生徒の登下校及び部活などの大会出場等に出場する際の運行委託料でございます。14ページをご覧ください。スクールバス運行7,383千円、主にスクールバス運行に伴う消耗品、燃料費及び車両修繕費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校運営費、29,776千円、前年対比2,387千円の増、増額の主な理由は、各学校の予算中、保護者負担軽減費を児童一人当たり3,500円から学年により異なりますが最高5,500円引き上げ9,000円としたことによるものです。説明欄、小学校運営一般77千円、節説明欄記載のとおりでございます。

14ページの厚岸小学校から18ページの高知小学校までは、各小学校の運営に掛かる経費でございます。項目内容については、各校ほぼ同様となっております。事務用品、消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料、通信運搬費が主なものとなっております。それぞれ、学校からの要望や、実績を基に精査をして算出しています。それぞれの金額については省略させていただきます。17ページ、2目学校管理費、36,124千円、前年対比4,857千円の増、小学校施設の維持管理、教育環境の整備の費用でございます。

説明欄、学校管理22,524千円、町立学校臨時公務補等5人に掛かる共済費、賃金、施設管理にかかる需用費のほか、施設管理委託料並びに保守点検委託料となっております。20ページ、学校情報通信教育5,370千円、学校コンピュータ室のパソコンの維持管理に伴う経費でございます。22ページ、学校備品・教材等整備、3,983千円、

小学校における各種教材及び図書購入経費として、学級数等の基準と各校からの要望をもとに積算をしております。遠距離児童通学、332千円、片道4キロメートル以上の児童に対する通学費補助でございます。スクールバス整備事業、3,915千円、投資的事業。先ほどご説明した厚岸町総合計画に基づく第9次実施計画に搭載の事業で、糸魚沢線の14人乗りスクールバスを購入するための経費でございます。3目教育振興費、26,833千円、前年対比9,511千円の増、説明欄、小学校教育振興17,143千円、前年対比6,952千円の増、特別支援教育担当臨時学級支援員等の共済費及び賃金が主なものでしたが、新たに学校図書室に勤務する非常勤学校司書2名分の経費を要求したものです。また、24ページになりますが、新たに修学旅行助成事業として修学旅行の必要経費に対して2分の1を補助する経費564千円となっています。自然教室推進78千円、節説明欄記載のとおりであります。

要・準要保護児童就学援助等、7,988千円、前年対比2,146千円の増、生活困窮家庭における学用品費等、修学旅行費及び学校給食費の支給でございます。対象者の見込による増額となります。特別支援教育就学奨励1,624千円、特別支援学級に在籍する児童の家庭の経済的負担を軽減するための助成経費でございます。23ページ、3項中学校費、1目学校運営費30,911千円、前年対比7,524千円の増、増額の主な理由は、各学校の予算中、保護者負担軽減費を生徒一人当たり7,000円から学年により異なりますが最高10,100円引き上げ17,100円としたことによるものです。説明欄、中学校運営一般、79千円、説明欄記載のとおりとなります。続いて、26ページ厚岸中学校から28ページ高知中学校までは、各中学校の運営に掛かる経費でございます。項目内容については、小学校とほぼ同様となっております、それぞれの金額については省略させていただきます。27ページをご覧ください。2目

学校管理費、27,304千円、節説明欄、学校管理、19,175千円、前年対比2,546千円の増、小学校同様、臨時職員賃金、各種業務委託料が主なものとなっていますが、増額の主な理由は、前年度厚岸中学校の事務生が退職したことにより、臨時校務補助員の任用にかかる経費です。

30ページ、学校情報通信教育、4,321千円、学校コンピュータに係る保守点検委託料及びリース料でございます。32ページ、学校備品・教材等整備、3,808千円、学校図書教材並びに施設用備品購入経費が主なものでございます。3目教育振興費、11,373千円の計上、前年対比5,547千円の増、32ページ節説明欄、中学校教育振興5,365千円、前年対比4,576千円の増、増額の主な理由は、特別支援学級に入学する生徒に対して学級支援員を配置する必要があることから、それに係る経費と、小学校と同様に中学校においても、新たに修学旅行助成事業として修学旅行必要経費に対して2分の1を補助する経費となっています。要・準要保護生徒就学援助5,169千円、前年対比723千円の増、増額の主な理由は、新たにクラブ活動に対する援助費、PTA会費等への援助費の支給に伴うものです。特別支援教育就学奨励839千円、対象人数を見込んでの計上でございます。次に、53ページをお開き願います。6項保健体育費、1目保健体育総務費5,804千円、節説明欄、学校保健一般、685千円、主に児童生徒が学校管理下において怪我などをした場合に医療費等を支給するための共済金掛け金となっています。

児童生徒健康診断、2,814千円、56ページ、教職員健康診断、2,215千円、いずれも主なものは、健康診断時における医師等にかかる経費でございます。準要保護児童生徒医療、90千円、説明欄記載のとおりでございます。

63ページをお開き下さい。4目学校給食費59,832千円、前年対比11,471千円の増、66ページ、説明欄、学校給食センター運営委員会67千円、説明欄記載のとおりです。

学校給食センター56,310千円、前年対比8,164千円の増、給食を提供するための食材費以外の施設を運用するための事務事業経費であります。主な増額の理由は、嘱託調理員の退職に伴い、非常勤調理員と臨時調理員それぞれ1名を任用するための経費となっていて、共済費では前年対比871千円の増、賃金では前年対比5,787千円の増、となっています。68ページをお開きください。

学校給食センター調理機器整備事業3,455千円、投資的事業であります。先ほどご説明した厚岸町総合計画に基づく第9次実施計画に搭載のもので、食材を焼く、蒸す、煮る、炊くの処理が可能な多機能加熱機器「スチームコンベクションオーブン」を購入するための事業でございます。

以上、管理課に関する平成30年度予算要望の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。歳入・歳出事項別明細書1ページの、歳入であります。上段の14款 使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料、2ページ上段説明欄中、海事記念館入館料169千円は、個人・団体併せて820人の入館者を、同じく、郷土館入館料58千円では600人、太田屯田開拓記念館入館料51千円では530人を、3ケ年の実績により見込んだ計上となっています。次に、下段の21款諸収入、6項雑入、3目雑入では、説明欄中、上から複写機使用実費収入(情報館)4千円は、情報館の複写機の使用料で450枚程度の使用を見込んだ計上で、その下、パソコン講座受講料134千円は、5講座40人を見込んだ受講料で、その下、自動販売機設置電気料(情報館)63千円は、情報館に設置している自動販売機2台の電気料を計上しております。

続きまして歳出でございます。33ページをお開き下さい。

9款教育費、5項社会教育費1目社会教育総務費5,472千

円 前年比612千円の増ですが、34ページの説明欄、事業名青少年問題協議会125千円は、青少年の指導・育成などの必要な協議を行うため開催する当該協議会に係る経費です。社会教育委員323千円は、社会教育に関する諸計画を立案及び研究調査などをすることを目的に設置された社会教育委員会議に係る経費と社会教育委員の研修などに係る経費を計上しております。青少年育成センター975千円は、36ページまでですが、青少年育成センターで勤務する所員の賃金や、毎年実施しております社会を明るくする運動や優良青少年表彰式に係る経費及び補導員の謝礼金などを計上しています。次に36ページをお開き下さい。社会教育活動875千円は、少年の主張大会などの記念品や職員が研修に参加する旅費などや成人式実行委員会などの社会教育関係団体への補助金を計上しております。芸術文化2,874千円は、38ページまでですが、幼児や小中学生などの芸術文化を観賞する経費や町民文化祭の運営に係る経費などを計上してあります。また、新たな取り組みとして、36ページ下段の委託料で、演劇等公演委託料737千円に含んでますが、高齢者の芸術に対する意欲を向上させるため釧路市で活動する釧路シニア劇団の公演会を開催する経費50千円のほか、町民文化祭作品展示及び芸能発表において、高齢者などの鑑賞機会の推進を図るため、町内光栄地区から会場となる福祉センターまでの送迎バスの運行委託料の計上と、38ページをお開きいただき上から5行目ですが、補助金として文化振興助成1,450千円では、町内で活躍している文化団体が全道大会に参加する場合の助成金を実績に応じて3団体分計上し、参加する団体に対する助成を遅滞なく行うため新年度予算での計上など、昨年と比べ1,507千円増加してあります。友好都市子ども交流300千円は、29年度は町内の小学生15名が村山市を訪問しましたが、来年度は当町で村山市の子ども15名を迎えるため必要な経費を実行委員会に補助する計上です。次に37ページ、2目生涯学習推進費

1,978千円前年比53千円の増ですが、38ページ、生涯学習活動430千円は、生涯学習に関する講演会を実施する経費や、それに伴う事務費などを計上しています。生涯学習施設1,548千円は、40ページまでですが、真龍小学校にある生涯学習課の維持管理経費で、主なものは38ページ、下段の委託料で、高齢者事業団に委託している生涯学習施設管理委託料1,195千円となっております。次に39ページをお開き下さい。3目公民館運営費2,832千円、前年比93千円の減ですが、40ページ、公民館運営審議会64千円は、公民館における事業の検証などを審議する機関の公民館運営審議会に係る経費の計上です。公民館管理725千円は、中央公民館・中央公民館末広・筑紫恋・苫多分館の維持管理経費の計上です。公民館活動2,043千円は、42ページまでですが、毎月開催している生きがい大学に係る経費や、42ページをお開きいただき上から6行目の福祉センターの事務室借上料1,678千円が主なものです。次に41ページ、4目文化財保護費2,478千円、前年比1,417千円の増。42ページの文化財専門委員会106千円は、文化財に関する調査・研究事務を行う委員会の経費の計上です。

文化財保護1,928千円44ページまでですが、文化財の保存及び活用のための経費の計上で、前年比1,417千円の増ですが増加した理由は、山形県村山市と友好都市の礎を築いた最上徳内翁のシンポジウムを当町で開催ため、講師謝礼金や旅費及び事務費などの経費416千円や、42ページ下から5行目の需用費の修繕料として太田屯田兵屋の屋根及び壁が強風により破損したことから修繕する経費750千円、また、新たな取り組みとして、需用費の印刷製本費として文化財パンフレットを作成する経費189千円や、44ページをお開きいただき上段の町外文化財などの施設を見学する事業を行うための車両運行委託料26千円の計上です。

史跡国泰寺跡整備検討委員会444千円は、史跡国泰寺を後世に伝えるため周囲の環境も含めた整備を図りながら、

文化財の保護と学術的な活用に努めることを目的として設置された委員会に係る経費の計上です。次に43ページ、5目博物館運営費8,105千円、前年比681千円の増、44ページ海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会54千円は、3館の円滑な運営を図るため協議会や審議会を設置するための経費の計上です。海事記念館4,874千円、46ページまでですが、海事記念館の運営に係る経費の計上で、前年比372千円の増で、新たな取組として、44ページ下から4行目の報償費の記念品ほかで3館の利用を促進するためスタンプラリーの記念品の作成や、46ページをお開きいただき、中段の委託料として3館をバスで巡る車両運転委託料の計上となっております。また、上から6行目の需用費の修繕料188千円のうち、海事記念館入口左側の鉄の扉が腐食し修繕する経費137千円も計上しております。46ページ下段の郷土館1,503千円48ページをお開きいただき太田屯田開拓記念館1,674千円は、それぞれの施設の運営に係る経費の計上です。次に47ページ、6目情報館運営費41,512千円前年比2,323千円の増48ページ、情報館協議会157千円は、情報館の円滑な運営を図るため協議会を設置するための経費の計上です。次に48～52ページまでですが、厚岸情報館32,993千円 情報館の運営に係る経費の計上で、前年比1,973千円増加していますが、増加した理由は、50ページをお開きいただき、上段の共済費及び賃金が賃金改正に伴い958千円、需用費の修繕料555千円のうち、玄関ホール天井部分の雨漏りを修繕する経費327千円、52ページをお開きいただき、中段上の備品購入費でデジタルカメラなどの購入経費132千円が主なものです。また、新たな取り組みとして、50ページに戻りますが、中段上の需用費の食糧費として、情報館の利用促進を図るため主に2階ギャラリーで開催されるイベントなどを利用して、カフェコーナーを設置するためコーヒーなどの購入を5千円ではありますが計上しており、好評を得た場合は、町民の交流の場の提供として拡大したいと考

えております。52ページをお開き下さい。 厚岸情報館分館
2,262千円 情報館分館の運営に係る経費の計上で、前年
比248千円増加してありますが、増加した理由は、臨時職員賃金
が改正されたことに伴う共済費及び賃金の増です。

図書館バス運行584千円 54ページをお開きいただき、
図書館バスの運行に係る維持管理経費の計上です。

同じく54ページ 情報館通信技術講習418千円は、町民
の情報活用能力育成のためIT講習を実施する経費です
が、前年比162千円増加してありますが、増加した理由は、新た
な取り組みとして行う中・高生を対象としたパソコン講座を無
料で3講座開設するための講師に対する謝礼金及び消耗品
費の増によるものです。ブックスタート85千円は、町内の4ヶ
月の赤ちゃんとその保護者と対象とし、赤ちゃん相談時を利用
して絵本を手渡し、子育て支援などに取り組む事業で、47
セットのブックスタートパックを計上するものです。最後に、情
報館図書館管理システム整備事業は、32年度までの継続事
業で、情報館の図書システムを借上げる経費の計上です。

以上、生涯学習課に関する平成30年度予算要望の内容
説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう
お願い申し上げます。

● 体育振興課
長

続きまして、体育振興課関係について説明いたします。事
項別明細書の11ページをご覧ください。歳出であります。

6項、保健体育費、2目、社会体育費、1,487千円の増額で
あります。右側説明欄の事業名別にて説明いたします。

社会体育一般では5千円の増。それぞれ説明欄記載のと
おり職員旅費、会議時懇親会費、事務機器借り上げ料等事
業費確定による増であります。スポーツ推進委員では、2万4
千円減。報酬50千円の減、旅費11千円の増、スポーツ推進
委員会会議ほか各種会議等開催に伴う出席委員の実績による
増減、需用費、15千円の増、北海道スポーツ推進委員研究
協議会時懇親会費の旅費からの組み替えによる増でござい
ます。体育施設では、1,240千円の増。需用費1,343千円の

増、乗用型草刈り機の刃の購入ほか消耗品費の増、宮園公園野球場バックネット修繕、海洋センター艇庫水道管並びにシャッター破損に伴う修繕料の増、委託料、95千円の減、施設管理委託並びに保守点検委託契約額確定による減、次ページにわたり備品購入費8千円の減、ライフジャケット購入に伴う額の確定による減でございます。スポーツ振興では、266千円の増。報償費、81千円の減、ソフトボール大会審判謝礼金の減及び各種スポーツ大会記念品の額の確定による減であります。旅費、8千円の減、職員旅費の執行額確定による減。使用料及び賃借料1千円の減、職員出張時における有料道路通行料の額の確定による減、次に、負担金補助及び交付金356千円の増、スポーツ振興助成の実績と今後の執行見込増であります。続いて、3日、温水プール運営費、147千円の増。賃金、163千円の増、最低賃金改定による臨時職員の賃金の増、報償費、1千円の減、ジュニアスイミングクラブ講師謝礼金の減、需用費、51千円の増、プール機械室の吸気電動シャッター修理に伴う修繕費の増。役務費、2千円の減、公用車損害保険料額の確定による減、委託料、64千円の減、施設保守点検委託契約額確定による減でございます。

以上、体育振興課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

- 教育長 内容は、平成30年度の一般会計教育費予算案に関わる町長への申し出についてです。質疑ございますか。

- 濱委員 学校司書について、配置する学校は、厚岸小学校と真龍小学校ですか。

- 管理課長 今の予定では、厚岸小学校と真龍小学校で考えております。

●田辺委員 説明を受けた中では、保護者負担軽減費の増であるとか、いわゆる保護者の負担を軽減する事に重点を置き予算要求をするという事です。町長も厚岸町の教育に力を入れて予算付けしたいという意向もあると伺っています。折角の予算要求でありますので、町長の意向も尊重しながら、予算の確保に向けて努力していただきたいと思います。

●管理課長 ただ今の教材費無償化事業ということで、保護者負担軽減費、これについては、小学校3,500円、中学校7,000円予算化しておりましたけれども、学年によりまして大きく金額の差がありまして、実態に合わせ学年毎に金額を算出しております。小学校では、1,691,900円の増額、中学校では、1,738,100円で、小中合わせて3,430,000円の増額となっております。修学旅行の助成事業については、1/2の補助という事で、小学校が563,500円、中学校が2,223,000円、合わせますと2,786,500円となります。この事業につきましては、子育て支援事業ということで事前に町長に説明をしております。財政との折衝についても、がんばっていききたいと考えております。

●田辺委員 これだけの支援を行うのですから、PTAはもとより町民全体へもPRをしていていただきたい。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件について原案どおり町長へ申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第57号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第57号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。

この要綱は、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正内容であります。現在、新入学児童生徒がいる準要保護世帯に支給している新入学児童生徒学用品費については、就学後の年度当初に申請を受け付け、その認定後に支給を行っていますが、就学前の準備にかかる費用として、支給を早め、就学前に支給することにより、準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、就学予定者を援助対象者として申請及び支給ができるように必要な規定を改正しようとするものです。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書6ページをご覧ください。

議案第57号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものでございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第57号説明資料訓令新旧対照表にてご説明いたします。

第1条中「厚岸町」を「厚岸町教育委員会（以下「教育委

員会」という。)に改め、「昭和22年法律第26号」の次に「。以下「法」という。」を加え、字句の整理をするものです。

さらに、「学齢児童生徒」の次に「及び就学予定者(法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから厚岸町立小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)」を加え、就学前支給対象者の規定を追加するものです。次に、第2条第3号中「厚岸町」を「教育委員会」に改め、字句の整理を行うものです。次に、第3条中「学齢児童生徒」の次に「及び就学予定者」を加え、就学前支給対象者の追加を行うものです。次に、第5条中「厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改め、字句の整理をするものです。2ページをご覧ください。第6条第2号ア(カ)中「地方税法第717条」の次に「及び厚岸町国民健康保険税条例(昭和33年厚岸町条例第10号)第23条」を加え、引用規定の訂正を行うものです。3ページをご覧ください。

別記第1号様式の改正です。就学前支給対象者の申請に対応するための様式の改正で、(同意事項)の3点目に、認定取消しとなった場合には、支給済の就学援助費のうち、教育委員会が決定した返還額を直ちに返還することに同意します。という字句を追加し、新たに、(依頼事項)として年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請するので、裏面の口座に振込みされるよう依頼します。という字句を追加し、表の下段には、入学前支給を申請する場合は裏面を記入してください。という字句を追加するものです。4ページをご覧ください。入学前支給申請者の、就学援助費の振込先となる金融機関の記入欄等を新たに加えるものですが、入学後の就学援助費については、学校ごとに学校長の口座に振り込む形になりますが、就学前支給対象者に対しては、入学前に、保護者に支給する必要があることから申請書の裏面に様式を追加するものです。なお、新入学学用品費入学前支給、「入学準備金」ともいわれていますが、この新制度の実施にあたっては、毎年、1月に新入学となる児童生徒

の保護者宛に入学通知書を送付しておりますが、通知書と同時にチラシ等を配付しこの制度の周知を図りたいと考えております。議案書8ページをご覧ください。附則であります。この訓令は、平成29年12月21日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費の就学前支給に関する要綱の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

次に、議案第58号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

ただ今上程いただきました、議案第58号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。この要領は、先ほど一部改正の議決をいただいた「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱」に定めるところにより、厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費の支給に係る事務の処理について規定をしているところです。今回の改正は、先ほどの取扱要綱

と同様の改正理由であり、新入学児童生徒がいる準要保護世帯に支給している新入学児童生徒学用品費について、就学後の年度当初に申請を受け付け、認定後に支給を行っているが、就学前の準備にかかる費用として、就学前に支給することにより、準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、就学前の支給方法等について、必要な規定を改正するものです。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書9ページをご覧ください。議案第58号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものがございます。改正内容については、別にお配りしている議案第58号説明資料新旧対照表にてご説明いたします。1ページをご覧ください。第2条第6号中「年度当初」の次に「及び就学前」を加え、就学前支給対象者の規定を追加するものです。2ページをご覧ください。第3条第6号中「中学校第1学年」の次に「(就学予定者を含む。)」を加え、就学前支給対象者の規定を追加するものです。第5条第2号中「年度当初」の次に「及び就学前」を加え、就学前支給対象者の規定を追加し、同条第3号中「年度毎」を「年度ごと」とし、字句を改めるものです。第6条中「年度途中」の次に「及び就学前」を加え、就学前支給対象者の規定を追加するものです。

第7条の見出しを「(保護者等への通知)」に改め、同条に第2項として、2前項の規定にかかわらず、就学前に認定を決定したときは、教育委員会から申請者に決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。を加え、就学前支給対象者を規定するものです。3ページをご覧ください。

第8条の見出しを「(就学援助費の支給方法等)」に改め、同条第1項に次のただし書。ただし、次項第6号ただし書の規定により支給する場合は、口座振替により保護者に直接支給するものとする。を加え、就学前支給対象者への支給方法を規定するものです。第8条第2項第6号に次のただし書。ただし、就学前に認定を受けたときは、認定後速やかに

支給する。を加え、就学前支給対象者への支給方法を規定するものです。第8条に次の2項を加え、第8項は、8 第2項第6号ただし書の規定により支給を受けた場合は、第3項から前項までの規定は適用しないものとする。とし、就学前支給対象者を適用外とする規定であります。第9項は、9 他市町村からの転入者で、第2項各号に規定する就学援助費を転入前の市町村で受給した者には、支給しない。ただし、転入前の市町村に返還した場合は、この限りでない。とし、転入者への支給規制の規定であります。4ページをご覧ください。第9条第1項に次の1号を加え、(6) 新入学児童生徒学用品費 就学前に支給されている場合で、就学前に町外に転出したときは、全額返還させる。とし、就学前支給対象者への返還規定を追加しております。

議案書10ページをご覧ください。附則であります。この訓令は、平成29年12月21日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費の就学前支給に関する事務処理要領の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 第8条第9項の他の市町村からの転入者で、とあるがこういう事はあり得るのか。他の市町村で受給した者は支給しないという事は実際あり得るのか。町によって規定は、違うんですか。

●管理課長 自治体によって、金額などは違います。早く支給しているところは、年前に支給しているところもあります。支給時期も違っておりますので、厚岸町に転入する前に受け取っている場合もあります。その後、3月中に厚岸町に転入したと時に、

申請する場合は、先に受給したものは返さなければならないという事で、かなりケースは少ないと思います。ただ、規定を設けておかないと対応できませんので、このような規定にさせていただいています。また、3月中に他で受給して、4月に厚岸町に転入した場合も想定されるので、このような規定にさせていただいております。

- 濱委員 わかりました。

- 田辺委員 第8条の関係ですが、学校長を通じて保護者に支給するというかたちだが実際、保護者に現金で支給されるのですか。

- 管理課長 今現在は保護者から委任状をいただいて、学校の口座に振込んで、各保護者に現金で支給しています。

- 田辺委員 保護者に一度支給されて、実験道具などの購入費用は、保護者から徴収するかたちになるんですか。

- 管理課長 あくまでも、該当の通学用品などありますが、学校長が児童生徒の分を取りまとめて、保護者に支給し必要な費用は学校で集めるというかたちになります。一旦保護者に支給するかたちになっています。

- 濱委員 なぜ保護者に直接振込まないで、学校長に振込むようになってるんですか。

- 管理課長 事務の効率というか、今までは申請は学校で取りまとめて、申請され教育委員会は、まとめて学校長に振込んでいるという流れになっております。個々の口座に振込むと、中々手間になるので保護者から委任状をもらって、学校長に支給するというかたちをとっています。

- 濱委員 今回の改正で保護者に直接振込むという制度ができるのであれば、一律した方が簡単ではないかと思うんですけど。

- 管理課長 今回の保護者に直接支払うという方法については、まだ入学していませんので、学校長に振り込めませんし、急いで支給するという事で、学校経由にしますと時間的なロスもあります。件数的にも準要保護の新入学児童生徒も少ないので、申請時に把握しやすいことと、すぐ支給できるということで、こういうかたちをとっております。今の段階では、学校長を通じて支給をしていきたいと考えております。

- 濱委員 学校は、手間がかからないのか。せつかく制度ができるのであれば、一律に直接振込んだ方が良いと思うが。

- 管理課長 管内の状況を見ますと、全部が学校長を経由して支給するという状況です。学校の事務の軽減などを考えれば、直接支払った方が良いでしょうけど、現段階では今のまま継続していきたい。ただ、検討する価値はあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

- 田辺委員 教材などの斡旋物などを学校でまとめて徴収して収めるというかたちがあると思うんです。学校で一旦支給して徴収するときに中々支払ってもらえないという問題もあるから、支給と同時にその分を負担していただくという事が、想定の中にあるのではと思うんですが、その辺も含めて、学校も預かった現金をどうするのか、学校の経理の部分を明確にしておかなければならないと感じたものですから、その辺も含めて検討していただきたい。

- 管理課長 学校の手法というか、細かいところまで把握しておりませんので、調べておきたいと思います。

●田辺委員 問題や事故などが起こらないようなシステムというか在り方を明確化していった方がよろしいと思いますので、よろしくお願ひします。

●教育長 他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

●教育長 ここで、事務局から追加議案が提出されております。
これを日程に加え、この場で審議したいと思ひますがいかがですか。

(はい。の声)

●教育長 本件は人事案件でありますので、会議規則第15条の規定により非公開といたしたいと思ひますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 暫時休憩いたします。休憩後の議案第59号につきましては、管理課長に出席を願ひます。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席いただひて結構です。お疲れさまでした。

休憩

●教育長 会議を再開いたします。議案第59号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてく

ださい。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第16回教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。